

# 福岡県公報

平成22年3月26日  
第3090号

## 目次

告示(第561号 - 第582号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁業管理課)	2
環境影響評価方法書の縦覧	(都市計画課)	2
生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	3
生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課)	3
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	5
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	5
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(保護・援護課)	6
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	6
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	6
県営土地改良事業の換地計画	(農村整備課)	7
県営土地改良事業の換地計画	(農村整備課)	7
県営土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	7
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	7
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	8
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	9

都市計画の変更	(都市計画課)	9	
公共測量の実施	(県土整備総務課)	9	
基本測量の終了	(県土整備総務課)	10	
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10	
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10	
公 告			
港湾計画の変更の概要	(港湾課)	11	
落札者等の公示	(財産活用課)	11	
選挙管理委員会			
条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)	12	
県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数	(市町村支援課)	12	
県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村支援課)	12	
政治団体の設立届	(市町村支援課)	13	
政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	16	
政治団体の解散届	(市町村支援課)	20	
資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	21	
資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	22	
資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課)	23	
公安委員会			
警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	23	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第4条第1項第4号に規定する日及び地域の指定(警察本部生活安全総務課)			26
海区漁業調整委員会			
ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法の禁止	(漁業管理課)	26	
筑前海区における一本釣に使用する集魚灯に係る指示	(漁業管理課)	26	

水産動物の採捕の制限 (漁業管理課) .....27  
再 掲

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部警務課) .....27

## 告 示

福岡県告示第561号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年3月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩馬場字長浦778番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市西区拾六町1 - 23 - 9 アートラフィーネ A102

白垣 聖宣

福岡県告示第562号

次の加入区について、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成22年3月26日

福岡県知事 麻 生 渡

加入区の名称 久間田加入区

福岡県告示第563号

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第5条第1項の規定に基づき、都市計画に定められる対象事業の環境影響評価方法書を作成したので、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第7条の規定により次のように公告し、当該環境影響評価方法書を公衆の縦覧に供する。

なお、当該環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

平成22年3月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 都市計画決定権者の名称

福岡県

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

ア 名称

(仮称) アイランドシティ線

イ 種類

指定都市高速道路の新設

ウ 規模

延長約2.7km

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

福岡市東区香椎浜2丁目付近から福岡市東区みなと香椎1丁目付近まで

4 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

福岡市

5 環境影響評価方法書の縦覧の場所、期間及び時間

ア 縦覧の場所

福岡県建築都市部都市計画課、福岡市住宅都市局都市計画部交通計画課及び福岡北九州高速道路公社総務部総務課

イ 縦覧の期間及び場所

平成22年3月26日から同年4月26日までの毎日（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する休日を除く。）、福岡県にあっては午前8時30分から午後5時45分まで、福岡市にあっては午前9時から午後5時まで、福岡北九州高速道路公社にあっては午前8時45分から午後5時30分まで

6 意見書の提出期限、提出先等

ア 提出期限

平成22年5月10日

## イ 提出先及び問い合わせ先

福岡県建築都市部都市計画課（〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092 - 643 - 3712）

## 福岡県告示第564号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生339	うえの腎透析クリニック	糟屋郡志免町志免東1丁目9番2号	22・3・1
糸島地生79	医療法人せいわ会 みなかぜ病院	糸島市篠原西1丁目14番1号	22・2・1
京生125	ひかり在宅診療所	京都郡苅田町松原町20 - 7	22・3・1
行生133	医療法人博邦会 きむらクリニック	行橋市大橋3丁目5番1号	22・1・1
粕生歯40	新宮中央歯科クリニック	糟屋郡新宮町沖田土地区画整理事業17街区（新宮中央駅1階）	22・3・1
粕生歯41	ハートフルデンタルクリニック	糟屋郡粕屋町大字酒殿192 - 1 - 2 F	22・2・19
福津生歯25	なつやま歯科クリニック	福津市中央3丁目1番1号福岡駅ビル106	22・3・1
直生歯72	フレンズデンタルクリニック	直方市知古2丁目1 - 9	22・3・1
み生薬23	くじら堂薬局	みやま市高田町江浦280 - 5	22・3・1

大生訪16	訪問看護ステーションみなみ	大牟田市臼井町23 - 1	18・4・1
-------	---------------	---------------	--------

## 福岡県告示第565号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
糸島地生26	医療法人社団医誠会みなかぜ病院	糸島市篠原西1丁目14番1号	22・1・31
行生116	きむらクリニック	行橋市大橋3丁目5 - 1	21・12・31
福津生6	田畑医院	福津市津屋崎930	22・1・28
粕生歯32	ハートフルデンタルクリニック	糟屋郡粕屋町大字酒殿老ノ木192 - 1	22・2・18
粕生薬115	タカラ薬局桜丘	糟屋郡志免町桜丘2丁目10 - 1	22・2・28

## 福岡県告示第566号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
豊生歯32	山田歯科医院	豊前市大字塔田609 - 1	豊前市大字岸井7 - 1	22・2・15
田川生薬39	一本松調剤薬局	田川郡香春町大字中津原1251 - 1	田川郡香春町大字中津原1250 - 1	22・2・1
八女生115	中島医院	八女郡黒木町大字本分757 - 3	八女市黒木町本分757 - 3	22・2・1
八女生116	富田医院	八女郡黒木町大字黒木87 - 1	八女市黒木町黒木87 - 1	22・2・1
八女生124	みやざき内科	八女郡立花町大字谷川1102 - 2	八女市立花町谷川1102 - 2	22・2・1
八女生120	今村循環器科・内科	八女郡黒木町大字本分931 - 1	八女市黒木町本分931 - 1	22・2・1
八女生130	山口医院	八女郡星野村12038	八女市星野村12038	22・2・1
八女生122	中村医院	八女郡立花町大字上辺春345	八女市立花町上辺春345	22・2・1
八女生118	原医院	八女郡黒木町大字黒木73 - 1	八女市黒木町黒木73 - 1	22・2・1
八女生129	医療法人久美愛福岡耳納高原病院	八女郡星野村古道7277 - 7	八女市星野村古道7277 - 7	22・2・1
八女生117	医療法人財団クリニックくろぎ	八女郡黒木町大字今543 - 1	八女市黒木町今543 - 1	22・2・1
八女生125	医療法人中村内科医院	八女郡立花町大字谷川1176 - 2	八女市立花町谷川1176 - 2	22・2・1
八女生121	医療法人角整形外科医院	八女郡黒木町大字今8 - 10	八女市黒木町今8 - 10	22・2・1
八女生123	たちばな森の里クリニック	八女郡立花町大字白木610 - 1	八女市立花町白木610 - 1	22・2・1
八女生119	八女市国保直営木屋診療所	八女郡黒木町大字木屋1879 - 1	八女市黒木町木屋1879 - 1	22・2・1

八女生126	医療法人岡村医院	八女郡立花町大字北山822 - 3	八女市立花町北山822 - 3	22・2・1
八女生127	医療法人林医院	八女郡立花町大字山崎2204 - 2	八女市立花町山崎2204 - 2	22・2・1
八女生歯71	堀齒科医院	八女郡立花町大字北山2525	八女市立花町北山2525	22・2・1
八女生歯65	宮園齒科医院	八女郡黒木町大字黒木142 - 1	八女市黒木町黒木142 - 1	22・2・1
八女生歯64	長野齒科医院	八女郡黒木町大字本分657	八女市黒木町本分657	22・2・1
八女生歯63	吉泉齒科医院	八女郡黒木町大字今469 - 1	八女市黒木町今469 - 1	22・2・1
八女生歯62	内藤齒科医院	八女郡黒木町大字桑原154 - 1	八女市黒木町桑原154 - 1	22・2・1
八女生歯70	堤齒科医院	八女郡立花町大字谷川992 - 6	八女市立花町谷川992 - 6	22・2・1
八女生歯61	木下齒科医院	八女郡黒木町大字本分717	八女市黒木町本分717	22・2・1
八女生歯68	おおくま齒科医院	八女郡立花町大字北山1088 - 1	八女市立花町北山1088 - 1	22・2・1
八女生歯66	ほり齒科医院	八女郡立花町大字北山中川原806 - 1	八女市立花町北山中川原806 - 1	22・2・1
八女生歯60	みやその齒科医院	八女郡黒木町大字桑原811 - 1	八女市黒木町桑原811 - 1	22・2・1
八女生歯72	矢部村齒科診療所	八女郡矢部村大字矢部4048 - 1	八女市矢部村矢部4048 - 1	22・2・1
八女生歯67	ながもと齒科医院	八女郡立花町大字兼松176 - 1	八女市立花町兼松176 - 1	22・2・1
八女生歯73	小笠原齒科	八女郡星野村12018	八女市星野村12018	22・2・1
八女生歯69	みつとも齒科医院	八女郡立花町大字谷川1112 - 3	八女市立花町谷川1112 - 3	22・2・1

八女生薬 37	柴田薬局	八女郡黒木町大字桑原 77 - 2	八女市黒木町桑原77 - 2	22・2・1
八女生薬 36	久保薬局	八女郡黒木町大字桑原 93 - 1	八女市黒木町桑原93 - 1	22・2・1
八女生薬 42	ほしの調剤薬 局	八女郡星野村12017 - 4	八女市星野村12017 - 4	22・2・1
八女生薬 38	タイヨード 薬局	八女郡黒木町大字黒木 86	八女市黒木町黒木86	22・2・1
八女生薬 41	たちばな調剤 薬局	八女郡立花町大字谷川 1102 - 6	八女市立花町谷川1102 - 6	22・2・1
八女生薬 40	ららら調剤薬 局	八女郡黒木町大字今8 - 8	八女市黒木町今8 - 8	22・2・1
八女生薬 39	黒木薬局	八女郡黒木町大字本分 927 - 1	八女市黒木町本分927 - 1	22・2・1
八女生 131	八女市矢部診 療所	八女郡矢部村大字矢部 4058	八女市矢部村矢部4058 - 1	22・2・1

## 福岡県告示第567号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年3月26日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大生マ6	野上利雄（保険訪問マッ サージ協会大牟田有明支 部）	大牟田市黄金町2丁目50	22・2・10

筑生マ222	林 伸行（らくだ鍼灸院 久留米出張所）	筑後市大字熊野201 - 11	22・1・17
行生柔18	多賀宏之（獅子丸整骨院 ）	行橋市西泉6丁目1 - 1 コス タ行橋アミューズ棟1F	22・2・11
大野生柔23	大平幾子（しもおおり駅 前整骨院）	大野城市下大利1丁目11 - 7	22・2・4
像生柔30	中島裕司（とうごう整骨 院）	宗像市田熊1丁目2 - 7	22・1・1
像生柔31	秦 智美（とうごう整骨 院）	宗像市田熊1丁目2 - 7	22・1・1
宰生柔19	萩尾寿彦（こうじや整骨 院）	太宰府市大字坂本2 - 6 - 1 - 102	21・8・10
粕生柔51	富永峯人（とみなが整骨 院）	糟屋郡志免町志免4丁目24 - 1	22・3・1
粕生柔52	後藤 航（極楽堂富永整 骨院）	糟屋郡志免町志免4丁目6の5	22・3・1
粕生柔53	谷口勝哉（たにくち整骨 院）	糟屋郡宇美町光正寺2丁目11 - 3	22・1・23
粕生柔54	永山 佑（しんぐう堂整 骨院）	糟屋郡新宮町夜白2丁目1 - 5	22・2・8
遠生柔16	北野主樹（一休整骨院）	遠賀郡水巻町吉田西2丁目1 - 1 アサヒコーポ102号	22・3・1
田川生柔15	高武宗俊（あんじゅ施術 所）	田川郡福智町金田60 - 20	22・2・15

## 福岡県告示第568号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年3月26日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
粕生マ27	田口 悟 (たぐち鍼灸マッサージ院)	糟屋郡新宮町夜臼4丁目2-16 サンコーポ新宮102号室	22・1・31
田生柔24	香田潔史 (長生庵)	田川市大字伊田2741-11KMビル1階	22・1・31
大野生柔20	藤野俊彦 (しもおおり駅前整骨院)	大野城市下大利1丁目11-7	21・12・29
粕生柔18	橋口整骨院	糟屋郡篠栗町大字尾仲415-7	21・7・16
粕生柔37	植田 大 (うえだ整骨院)	糟屋郡志免町大字別府503-4-111	21・10・25
粕生柔46	富永峯人 (とみなが整骨院)	糟屋郡志免町志免4丁目24-1	22・2・28
粕生柔47	安松和哉 (極楽堂 富永整骨院)	糟屋郡宇美町宇美4丁目6-5	22・2・28
粕生柔48	後藤 航 (極楽堂 富永整骨院)	糟屋郡宇美町宇美4丁目6-5	22・2・28

福岡県告示第569号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「法」という。)) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

平成22年3月26日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日

八女生マ4	筒井鍼灸療院	八女郡立花町大字谷川1001	八女市立花町谷川1001	22・2・1
八女生マ5	内藤鍼灸療院	八女郡黒木町大字北木屋10227	八女市黒木町北木屋10227	22・2・1
八女生マ6	井手鍼灸療院	八女郡黒木町大字桑原133	八女市黒木町桑原133	22・2・1
八女生柔18	高橋整骨院	八女郡黒木町大字桑原802-14	八女市黒木町桑原802-14	22・2・1
八女生柔19	井手整骨院	八女郡立花町大字北山1091-5	八女市立花町北山1091-5	22・2・1
八女生柔20	野田整骨院	八女郡立花町大字兼松260	八女市立花町兼松260	22・2・1

福岡県告示第570号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定に基づき、平成21年3月福岡県告示第496号夜須都市計画下水道事業夜須公共下水道 (筑前町施行) の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年3月26日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 事業施行期間

平成6年6月15日から平成26年3月31日まで

## 2 事業地

## (1) 収用の部分

平成21年3月18日福岡県告示第496号の事業地に、次の区域を加える。

朝倉郡筑前町 曾根田 字坂根、字後原の各一部

## (2) 使用の部分

なし

福岡県告示第571号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年3月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所  
築上郡築上町大字本庄1449の3
  - 2 指定の目的  
水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第572号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成22年3月15日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年3月26日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
------------	----------	------	------

築上郡上毛町大字西友枝（友枝地区第3換地区）	換地計画書の写し	平成22年3月26日から平成22年4月23日まで	上毛町役場
------------------------	----------	--------------------------	-------

福岡県告示第573号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成22年3月15日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年3月26日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
築上郡上毛町大字下唐原及び大字東下（友枝地区第7換地区）	換地計画書の写し	平成22年3月26日から平成22年4月23日まで	上毛町役場

福岡県告示第574号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成22年3月26日

福岡県知事 麻 生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（袋野地区）	平成21年3月25日
農業用排水施設整備事業（大和新水路地区）	平成21年3月30日
区画整理事業（吉井第七地区第1換地区）	平成12年12月12日
区画整理事業（吉井第七地区第2換地区）	平成14年1月25日
農業用排水施設整備事業（吉井第七地区）	平成18年3月6日

福岡県告示第575号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成22年3月12日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 グルメシティ篠栗店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲字丸林74-3

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社グルメシティ九州 代表取締役 阪永 和裕 福岡県福岡市中央区荒戸1-10-20	株式会社ダイエー 代表取締役 西見 徹 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1
株式会社小林食品 小林 栄一 福岡県糟屋郡宇美町大字宇美2883番地	
和多青果 能口 博和 福岡県福岡市早良区内野5-16-18	
有限会社ふくふく 小柳 ミエ子 福岡県前原市大字東字高田428番地	
株式会社博多フーズ 吉田 博記 福岡県福岡市南区野多目2-19-30	

株式会社55ステーション  
平尾 茂一  
東京都港区赤坂7-10-20

福岡県告示第576号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成22年3月12日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 グルメシティ大土居店

(2) 所在地 福岡県春日市昇町7丁目65番地

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社グルメシティ九州 代表取締役 阪永 和裕 福岡県福岡市中央区荒戸1-10-20	株式会社ダイエー 代表取締役 西見 徹 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1
株式会社ミートインハイマート 後藤 圭介 福岡県福岡市中央区白金1-12-8	
有限会社マルワ 江口 恵三郎 福岡県福岡市博多区諸岡5-21-23	

禅院 重則 福岡県春日市昇町 8 - 17	
株式会社博多フーズ 吉田 博記 福岡県福岡市南区野多目 2 - 19 - 30	
有限会社九州典礼 渡辺 綾乃 福岡県北九州市八幡東区小峯 2 - 18 - 4	
株式会社エルゼ 平田 寛一 福岡県北九州市八幡東区中央 3 - 2 - 20	

## 福岡県告示第577号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年3月26日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 届出年月日

平成22年3月12日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 グルメシティ上白水店  
(2) 所在地 福岡県春日市上白水四丁目3番地 外

## 3 大規模小売店舗の所在地

変 更 前	変 更 後
福岡県春日市上白水420番地の1 外	福岡県春日市上白水四丁目3番地 外

## 4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

## あつては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社グルメシティ九州 代表取締役 阪永 和裕 福岡県福岡市中央区荒戸 1 - 10 - 20	株式会社ダイエー 代表取締役 西見 徹 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1
株式会社志水ミート 志水 要 福岡県糟屋郡宇美町原田 4 - 2 - 1	
有限会社八千代 小柳 実 福岡県太宰府市五条 2 - 6 - 1 - 503	
株式会社九州水産 福井 健一 福岡県福岡市中央区長浜 2 - 3 - 31	
日本コンセッションナリー株式会社 久保 浅雄 福岡県北九州市門司区黄金町 6 - 28	

## 福岡県告示第578号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成22年3月26日

福岡県知事 麻 生 渡

筑後都市計画及び瀬高都市計画公園9・6・1号筑後広域公園を変更

## 福岡県告示第579号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成22年2月3日から 平成22年3月31日まで

福岡県告示第580号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成22年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
基本測量（基準点現況調査作業）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、筑紫郡那珂川町、糟屋郡宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、遠賀郡芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、鞍手郡小竹町、鞍手町、嘉穂郡桂川町、朝倉郡筑前町、三井郡大刀洗町、三潴郡大木町、八女郡広川町、田川郡添田町、川崎町、福智町、京都郡苅田町、みやこ町、築	平成22年2月26日

上郡吉富町、築上町

福岡県告示第581号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
朝倉市杷木志波字原鶴92 - 1、92 - 5及び92 - 6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
朝倉市入地字治部の下2262番地の1  
社会福祉法人 朝倉恵愛会 理事長 安岡 令子

福岡県告示第582号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
（第一工区）  
春日市大字上白水字荒巻1304 - 1、1304 - 2、1304 - 4、1304 - 5、1304 - 7及び1306 - 4、字西浦1308 - 6から1308 - 9まで、1308 - 15、1308 - 16、1308 - 19、1308 - 20、1308 - 22、1309 - 2、1309 - 3、1309 - 59、1309 - 62、1309 - 68、1309 - 71、1309 - 74から1309 - 88まで、及び1309 - 90から1309 - 106まで、字東浦1310 - 43、1310 - 250、1310 - 251及び1310 - 266、字イケ谷1312 - 10、1312 - 30、1312 - 39から1312 - 46まで、1312 - 48、1312 - 50から1312 - 52まで、1315 - 49及び1315 - 70から1315 - 103まで、字長添1316 - 1及び1316 - 3から1316 - 7まで、字荒巻1303 - 1の一部、1304 - 3の一部、1304 - 6の一部及び1304 - 8の一部、並びに字東浦1310 - 268の一部、大字下白水9 - 1から9 - 83まで、10 - 1から10 - 10まで、13 - 1から13 - 7ま

で、13 - 11、13 - 13から13 - 15まで、16 - 1、17 - 3から17 - 6まで、104 - 11、104 - 17から104 - 23まで、141 - 7、141 - 20、141 - 22から141 - 25まで、143 - 1、143 - 4から143 - 6まで、144 - 1、144 - 3、144 - 4、147 - 2から147 - 5まで、148 - 2から148 - 4まで、150 - 3から150 - 5まで、167 - 5、181 - 4、181 - 6、181 - 7、205 - 3、205 - 4、205 - 6、205 - 8から205 - 16まで、205 - 18、205 - 20、205 - 21、205 - 23から205 - 33まで、206 - 2から206 - 7まで、207 - 1、207 - 43、207 - 81から207 - 88まで、207 - 90、207 - 92から207 - 109まで、207 - 113から207 - 169まで、207 - 172から207 - 187まで、207 - 189から207 - 201まで、17 - 2の一部、181 - 8の一部及び207 - 53の一部、並びに春日市松ヶ丘5丁目133 - 7、松ヶ丘6丁目76 - 1、76 - 3、76 - 4、78 - 1及び78 - 3、並びに大野城市月の浦2丁目2 - 2、2 - 3、15 - 1から15 - 11まで、73及び74

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都千代田区内幸町2丁目2番2号

株式会社日本エスコン 代表取締役 直江 啓文

大阪市中央区谷町1丁目3番12号

株式会社イー・ステート 代表取締役 島根 伸治

# 公 告

## 公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、苅田港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成22年3月26日

苅田港港湾管理者 福岡県

代表者 福岡県知事 麻生 渡

## 1 港湾計画の変更の概要

苅田港港湾計画（昭和49年運輸省告示第281号によりその概要を公示し、平成19年9月福岡県公報第2728号等により港湾計画の変更の概要を公告した。）について、変更した事項は、次のとおりである。

### (1) 公共埠頭計画（変更）

地区名	施設	規模	備考
本港	石炭栈橋	水深4.5m 1バース	撤去

### (2) 水域施設計画（変更）

地区名	施設	規模	備考
南港	泊地	水深10m 面積4ha	新規計画

### (3) 港湾環境整備施設計画（変更）

地区名	施設	規模	備考
本港	緑地	面積4ha	既定計画の変更計画

## 2 港湾計画の縦覧の場所

(1) 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県県土整備部港湾課

(2) 京都郡苅田町港町29番地 福岡県苅田港務所

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成22年3月26日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 落札に係る物品の名称

福岡県庁舎電力供給

### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部財産活用課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

### 3 落札者を決定した日

平成22年3月5日

### 4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

イーレックス株式会社

(2) 住所

東京都中央区日本橋本石町3丁目3番14号

5 落札金額（使用見込電力料金）

208,858,571円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成22年1月20日

### 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成22年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成22年3月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

82,106

福岡県選挙管理委員会告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成22年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成22年3月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

750,878

福岡県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成22年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成22年3月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	30,156
北九州市小倉北区	49,709
北九州市小倉南区	57,702
北九州市若松区	23,726
北九州市八幡東区	20,553
北九州市八幡西区	69,778
北九州市戸畑区	17,244
福岡市東区	74,126
福岡市博多区	54,668
福岡市中央区	46,447
福岡市南区	66,113
福岡市城南区	32,818
福岡市早良区	55,689
福岡市西区	49,705
大牟田市・三池郡	39,303
久留米市	63,048
直方市	16,254

飯塚市	21,594
田川市	14,012
柳川市	10,711
甘木市	11,188
八女市	10,281
筑後市	12,905
大川市	10,608
行橋市	19,420
中間市	12,855
小郡市・三井郡	24,400
筑紫野市	26,662
春日市・筑紫郡	40,927
大野城市	24,810
宗像市	25,507
太宰府市	18,732
前原市・糸島郡	26,940
古賀市	15,426
糟屋郡	56,065
宗像郡	15,603

遠賀郡	26,776
鞍手郡	16,142
嘉穂郡・山田市	31,025
朝倉郡	13,482
浮羽郡	14,476
三潞郡	11,865
八女郡	14,522
山門郡	16,971
田川郡	24,489
京都郡	15,436
築上郡・豊前市	17,570

## 福岡県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成22年1月1日～1月31日

## (1) 政党の支部

## (イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市区町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
公明党筑紫総支部	福山保廣	清水章一	大野城市白木原3-3-31		平成22年1月20日
公明党博多総支部	市木潔	高橋雅成	福岡市博多区博多駅東1-15-19-901		平成22年1月20日

(2 団体)

(ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	一以上の市区町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党福岡県参議院選挙区第三支部	大家 敏志	山口 昭彦	北九州市八幡東区中央3-8-24	参議院議員		平成22年1月22日

(1 団体)

(2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
いとやま秀水後援会	伊東山 秀水	伊東山 裕子	糸島市曾根535-8	平成22年1月13日
井上たかあき後援会	井上 隆昭	本石 幹男	朝倉市甘木156-1	平成22年1月4日
大谷拓後援会	大谷 拓	大谷 拓	宮若市宮田81-1	平成22年1月26日
康政会	八並 康一	斉藤 貢一	行橋市西泉3-4-5	平成22年1月14日
幸福実現党粕屋後援会	渡辺 公則	鈴木 幸治	糟屋郡志免町石橋台1-25	平成22年1月29日
幸福実現党小倉後援会	宮崎 道秀	森田 昌輝	北九州市小倉北区三郎丸3-14-14-404	平成22年1月28日
幸福実現党博多後援会	江夏 吉徳	岩田 正實	福岡市東区美和台5-16-5	平成22年1月27日
幸福実現党福岡西後援会	小柳 賢祐	吉富 安彦	糸島市潤155-5	平成22年1月28日
幸福実現党福岡南後援会	矢野 一	川端 農夫也	福岡市南区中尾2-36-14	平成22年1月26日
幸福実現党水巻後援会	宇田 和史	宇田 智子	北九州市八幡西区さつき台1-22-8	平成22年1月27日

幸福実現党門司港後援会	江島和男	西田秀紀	北九州市門司区清滝3-4-28	平成22年1月28日
幸福実現党八幡後援会	土井聖海	長谷川秀美	北九州市戸畑区南鳥旗町4-19南鳥旗スカイマンション101号室	平成22年1月28日
幸福実現党八女後援会	久保修一	北島美智人	八女市大島27-1	平成22年1月29日
こうや正幸後援会	神谷正幸	神谷英正	宮若市下有木980-1	平成22年1月5日
さくらぎ悟後援会	櫻木悟	櫻木学	糟屋郡宇美町明神坂2-8-20	平成22年1月14日
佐々木ますお後援会	佐々木益雄	大中清治	小郡市下西鯨坂1151	平成22年1月14日
実藤輝夫後援会	實藤輝夫	實藤善一	朝倉市甘木179-3	平成22年1月15日
市民が主役の糸島をつくる会	山賀芳人	佐藤聡子	糸島市前原中央2-6-20	平成22年1月21日
白水えいじ後援会	白水英至	白水克代	糟屋郡宇美町ゆりが丘1-13-10	平成22年1月19日
宝部勝後援会	宝部勝	宝部文香	宮若市脇田2204	平成22年1月4日
徳安たつなり後援会	徳安達成	鬼木哲	糸島市前原中央3-17-20	平成22年1月4日
中市和博後援会	広渡勝	中市信子	糟屋郡宇美町桜原2-8-7	平成22年1月25日
中川たつひこ後援会	松山一秀	相田博文	糸島市志摩新町25	平成22年1月5日
中村すすむ後援会	丸田藤美	中村由美子	糸島市志摩芥屋1235-1	平成22年1月4日
ならはら利則後援会	檜原利則	檜原美智子	久留米市六ツ門町2-24久留米ビル1F	平成22年1月4日
花元征雄後援会	中山博美	花元悦子	鞍手郡小竹町大字赤地237-16	平成22年1月5日
藤春徳繁後援会	豊福学	藤春断	宮若市竹原519-1	平成22年1月5日
松下ひろき後援会	西川博之	沢野美代子	糟屋郡宇美町四王寺坂2-10-20	平成22年1月4日
松月よしこ後援会	松月よし子	松月智子	糸島市志摩師吉730-2	平成22年1月4日

むたとしかず後援会	榎崎 寛一	洞 修一	糸島市志摩桜井2608	平成22年1月18日
安永友則後援会	安永 友則	花田 公一	宮若市金生1575	平成22年1月6日
山田高等学校OB有志の会	平塚 巖	笹尾 正	嘉麻市上山田1434-4	平成22年1月6日
よしとみ和枝後援会	江夏 吉徳	岩田 正實	福岡市東区美和台5-16-5	平成22年1月26日

(33団体)

## (ロ) 法19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
あきの公造後援会	秋野 公造	古川 繁実	北九州市小倉南区葉山町3-4-8	参議院議員	平成22年1月14日
真保守の会	吉村 剛太郎	吉村 剛太郎	福岡市中央区大手門2-6-21	参議院議員	平成22年1月21日

(2団体)

## (ハ) 法19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
あきの公造後援会	秋野 公造	古川 繁実	北九州市小倉南区葉山町3-4-8	秋野 公造	参議院議員	平成22年1月14日
真保守の会	吉村 剛太郎	吉村 剛太郎	福岡市中央区大手門2-6-21	吉村 剛太郎	参議院議員	平成22年1月21日

(2団体)

福岡県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

る。

平成22年3月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

受付期間 平成22年1月1日～1月31日

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
公明党福岡総支部	代 表 者	黒 子 秀 勇 樹	久 保 浩	平成22年1月18日	平成22年1月20日
	会 計 責 任 者	新 開 昌 彦	浜 崎 達 也		
自由民主党福岡県第一選挙区支部	会 計 責 任 者	遠 藤 彰 子	菅 道 俊	平成22年1月28日	平成22年1月28日
自由民主党福岡県電気通信職域支部	会 計 責 任 者	阿 部 敏 秀	長 敏 夫	平成22年1月19日	平成22年1月19日

(3団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
あすの福津市を考える市民の会	政治団体の名称	あすの福津市を考える市民の会	自分たちで地域をよくする会	平成22年1月18日	平成22年1月18日
梅永しげみ後援会	代 表 者	古 後 政 実	梅 永 久 夫	平成22年1月8日	平成22年1月21日
うらた弘二連合後援会	主たる事務所の所在地	田川郡福智町赤池432	田川郡福智町赤池551 - 22	平成22年1月4日	平成22年1月12日
幸福実現党飯塚後援会	政治団体の名称	幸福実現党飯塚後援会	大塚ゆうこ後援会	平成22年1月26日	平成22年1月27日
	主たる事務所の所在地	飯塚市柏の森940	飯塚市新飯塚4 - 18UBI飯塚ビル1F		
	代 表 者	小 辻 清 志	藤 本 修 治		
	会 計 責 任 者	八 野 知 子	小 辻 清 志		
	政治団体の名称	幸福実現党久留米東後援会	林こうせん後援会		

幸福実現党久留米東後援会	主たる事務所の所在地	久留米市東櫛原町305 - 2 フェイス ィオ久留米パークアベニュー701号	八女市大島27 - 1	平成22年1月27日	平成22年1月29日
	代表者	伊原 数 衛	杉野 俊 幸		
	会計責任者	林 孝 宣	井上 明 美		
幸福実現党古賀後援会	政治団体の名称	幸福実現党古賀後援会	すずき幸治後援会	平成22年1月27日	平成22年1月29日
	主たる事務所の所在地	糟屋郡新宮町下府371 - 7 オードシ ェル 201	糟屋郡新宮町大字上府字草木浦766 - 4		
	代表者	吉田 功	柴田 耕 司		
	会計責任者	鈴木 幸 治	吉田 功		
幸福実現党小倉南後援会	政治団体の名称	幸福実現党小倉南後援会	川上けんしん後援会	平成22年1月27日	平成22年1月28日
	主たる事務所の所在地	北九州市小倉南区長行東2 - 16 - 6	北九州市小倉南区朽網西1 - 7 - 12		
	代表者	高橋 隆 志	岡田 駿 雄		
	会計責任者	川上 憲 信	高橋 隆 志		
幸福実現党筑紫野後援会	政治団体の名称	幸福実現党筑紫野後援会	いかるが卓徳後援会	平成22年1月27日	平成22年1月28日
	主たる事務所の所在地	太宰府市観世音寺2 - 18 - 1 セジュ ール広丸203	太宰府市五条1 - 10 - 1 - 2階		
	代表者	宮内 香 織	上野 周 一		
幸福実現党福岡県本部	主たる事務所の所在地	福岡市博多区千代5 - 5 - 9	福岡市博多区店屋町8 - 27荒井ビル3 階	平成22年1月24日	平成22年1月26日
	代表者	城取 孝 司	宮崎 道 秀		
	政治団体の名称	幸福実現党福岡早良後援会	よしとみ安彦後援会		

幸福実現党福岡早良後援会	主たる事務所の所在地	福岡市早良区飯倉7-32-17-201	福岡市早良区高取2-17-45高石ビル2階A号	平成22年1月27日	平成22年1月28日
	会計責任者	吉 富 安 彦	金 住 勲		
さ た け 秀 夫 後 援 会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	平成21年12月31日	平成22年1月4日
	公職の候補者及び公職の種類		佐竹 秀夫、衆議院議員		
幸福実現党福岡中央後援会	政治団体の名称	幸福実現党福岡中央後援会	さ た け 秀 夫 後 援 会	平成22年1月27日	平成22年1月28日
	主たる事務所の所在地	福岡市南区平和1-23-62-709号	福岡市中央区高砂2-12-10-202		
	代 表 者	古 賀 ク ミ 子	原 田 靖 彦		
	会計責任者	川 内 麻 美	村 田 朋 子		
幸福実現党福岡南部西後援会	政治団体の名称	幸福実現党福岡南部西後援会	佐 藤 ひ ろ し 後 援 会	平成22年1月21日	平成22年1月27日
	主たる事務所の所在地	三潴郡大木町上牟田口966	久留米市本町2-1本町ビル1F1号室		
	会計責任者	佐 藤 浩	右 田 幸 枝		
幸福実現党行橋後援会	政治団体の名称	幸福実現党行橋後援会	小 迫 ひ で の り 後 援 会	平成22年1月26日	平成22年1月27日
	主たる事務所の所在地	京都郡みやこ町勝山黒田758-3	田川市大字弓削田字異国屋敷3805-1		
	会計責任者	小 迫 日 出 典	身 吉 信 之		
さ い と う 守 史 後 援 会	主たる事務所の所在地	飯塚市徳前25	飯塚市伊川60	平成22年1月21日	平成22年1月26日
さ ね ふ じ 輝 夫 後 援 会	政治団体の名称	さ ね ふ じ 輝 夫 後 援 会	実 藤 輝 夫 後 援 会	平成22年1月18日	平成22年1月18日
高 橋 た つ お 後 援 会	代 表 者	高 橋 ひ ふ み	高 橋 龍 雄	平成22年1月27日	平成22年1月27日
	会計責任者	高 橋 龍 雄	高 橋 ひ ふ み		

高山 やす子 後援会	主たる事務所の所在地	大野城市大池2-9-1	大野城市御笠川5-11-5	平成22年1月15日	平成22年1月27日
田中 ふみき 後援会	主たる事務所の所在地	鞍手郡鞍手町中山3300-1	鞍手郡鞍手町中山3300-3	平成22年1月20日	平成22年1月25日
都 市 政 府 会 議	政治団体の名称	都 市 政 府 会 議	自 由 都 市 会 議 福 岡	平成22年1月1日	平成22年1月5日
中 島 慎 一 後 援 会	代 表 者	米 澤 英 子	中 島 慎 一	平成21年12月1日	平成22年1月7日
福岡県商工政治連盟二丈支部	主たる事務所の所在地	糸島市二丈深江1146二丈町商工会館内	糸島郡二丈町大字深江1146二丈町商工会館内	平成22年1月1日	平成22年1月26日
福岡県農政連三潁町支部	代 表 者	内 田 正 隆	内 田 洋 一	平成21年7月21日	平成22年1月8日
藤本顕憲（あきのり）後援会敬愛会	会 計 責 任 者	島 津 美 香	坂 野 ま り 子	平成22年1月15日	平成22年1月19日
藤本顕憲君を支援する南山会	会 計 責 任 者	島 津 美 香	高 井 一 郎	平成22年1月15日	平成22年1月19日
武 道 修 司 後 援 会	会 計 責 任 者	武 道 恵	武 道 保 男	平成22年1月28日	平成22年1月28日
松尾統章後援会連合会	代 表 者	山 本 康 博	岩 崎 孝 輔	平成22年1月7日	平成22年1月25日
宮 崎 道 秀 後 援 会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	平成21年12月31日	平成22年1月8日
	公職の候補者及び公職の種類		宮崎 道秀、衆議院議員		
吉 崎 順 一 後 援 会	代 表 者	和 田 修	小 野 安 弘	平成22年1月15日	平成22年1月15日

(29団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成22年1月1日～1月31日

## (政党の支部)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党福岡県軍恩支部	平成21年12月31日	平成22年1月22日
自由民主党福岡県内航海運支部	平成21年12月31日	平成22年1月18日

(2団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
安 陪 悟 後 援 会	平成21年12月28日	平成22年1月12日
稲 益 た だ し 後 援 会	平成22年1月28日	平成22年1月28日
大 部 光 政 後 援 会	平成21年12月31日	平成22年1月15日
し ば こ ユ イ 子 後 援 会	平成21年12月31日	平成22年1月21日
清 水 年 秋 後 援 会	平成21年12月31日	平成22年1月15日
住 民 自 治 基 本 条 例 を つ く る 会	平成21年12月31日	平成22年1月26日
田 平 征 四 郎 後 援 会	平成22年1月18日	平成22年1月18日

長 隆 幸 後 援 会	平成21年3月31日	平成22年1月28日
中 島 藤 美 後 援 会	平成21年12月31日	平成22年1月13日
橋 本 ひ ろ と 後 援 会	平成21年12月31日	平成22年1月25日
夢 ち ち ば な 2 1 の 会 田 中 礼 助 後 援 会	平成21年12月31日	平成22年1月28日

(11団体)

福岡県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成22年1月1日～1月31日

資金管理団体指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
秋 野 公 造	参 議 院 議 員	あきの 公造後援会	北九州市小倉南区葉山町3-4-8	秋 野 公 造	平成22年1月8日	平成22年1月14日
伊 東 山 秀 水	糸 島 市 議 会 議 員	いとやま秀水後援会	糸島市曾根535-8	伊 東 山 秀 水	平成22年1月10日	平成22年1月13日
井 上 隆 昭	朝 倉 市 長	井上たかあき後援会	朝倉市甘木156-1	井 上 隆 昭	平成22年1月4日	平成22年1月4日
大 谷 拓	宮 若 市 長	大谷拓後援会	宮若市宮田81-1	大 谷 拓	平成22年1月26日	平成22年1月26日
神 谷 正 幸	宮 若 市 議 会 議 員	こうや正幸後援会	宮若市下有木980-1	神 谷 正 幸	平成22年1月5日	平成22年1月5日
櫻 木 悟	宇 美 町 議 会 議 員	さくらぎ悟後援会	糟屋郡宇美町明神坂2-8-20	櫻 木 悟	平成22年1月13日	平成22年1月14日
佐 々 木 益 雄	小 郡 市 議 会 議 員	佐々木ますお後援会	小郡市下西鱈坂1151	佐 々 木 益 雄	平成22年1月3日	平成22年1月14日

實藤輝夫	朝倉市長	実藤輝夫後援会	朝倉市甘木179-3	實藤輝夫	平成22年1月14日	平成22年1月15日
徳安達成	糸島市議会議員	徳安たつなり後援会	糸島市前原中央3-17-20	徳安達成	平成22年1月4日	平成22年1月4日
檜原利則	久留米市長	ならはら利則後援会	久留米市六ツ門町2-24久留米ビル1F	檜原利則	平成22年1月3日	平成22年1月4日
松月よし子	糸島市議会議員	松月よしこ後援会	糸島市志摩師吉730-2	松月よし子	平成22年1月1日	平成22年1月4日
安永友則	宮若市議会議員	安永友則後援会	宮若市金生1575	安永友則	平成22年1月5日	平成22年1月6日
八並康一	行橋市長	康政会	行橋市西泉3-4-5	八並康一	平成22年1月9日	平成22年1月14日

(13団体)

福岡県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届

平成22年3月26日

出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成22年1月1日～1月31日

資金管理団体届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
清田進	福岡市議会議員	都市政府会議	政治団体の名称	都市政府会議	自由都市会議 福岡	平成22年1月1日	平成22年1月5日
齊藤守史	飯塚市長	さいとう守史後援会	主たる事務所の所在地	飯塚市徳前25	飯塚市伊川60	平成22年1月21日	平成22年1月26日
實藤輝夫	朝倉市長	さねふじ輝夫後援会	政治団体の名称	さねふじ輝夫後援会	実藤輝夫後援会	平成22年1月18日	平成22年1月18日
高山やす子	大野城市議会議員	高山やす子後援会	主たる事務所の所在地	大野城市大池2-9-1	大野城市御笠川5-11-5	平成22年1月15日	平成22年1月27日
田中二三輝	鞍手町議会議員	田中ふみき後援会	主たる事務所の所在地	鞍手郡鞍手町中山3300-1	鞍手郡鞍手町中山3300-3	平成22年1月20日	平成22年1月25日

(5団体)

福岡県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受付期間 平成22年1月1日～1月31日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
清原 明	福岡市議会議員	住民自治基本条例をつくる会	清原 明	平成21年12月31日	平成22年1月26日
柴戸 ユイ子	二丈町議会議員	しばこユイ子後援会	柴戸 ユイ子	平成21年12月31日	平成22年1月21日
橋本 廣人	立花町議会議員	橋本ひろと後援会	橋本 廣人	平成21年12月31日	平成22年1月25日

(3団体)

## 公安委員会

福岡県公安委員会告示第79号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成22年3月26日

福岡県公安委員会

## 1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

## 2 講習の種類別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」と

平成22年3月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

いう。)

講習期日	講習時間	講習場所
平成22年5月20日（木）から同年5月27日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

## (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成22年5月25日（火）から同年5月27日（木）	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

までの間	講習は、午後1時00分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。)
------	--

### 3 受講定員

- (1) 新規取得講習  
36名
- (2) 追加取得講習  
20名

### 4 受講対象者

- (1) 新規取得講習  
受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。
- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以

下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

### (2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記(1)アからオまでのいずれかに該当する者

### 5 受講申込手続等

#### (1) 受付期間

##### ア 新規取得講習

平成22年4月23日（金）から同年4月28日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間

##### イ 追加取得講習

平成22年4月23日（金）から同年4月28日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間

#### (2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター

#### (3) 必要書類

##### ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通  
同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

##### (イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

###### a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

###### b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

## c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

## d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

## e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

## イ 追加取得講習

ア 前記(3)アに掲げる書面

イ 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

## (4) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したも

のに限る。）を持参すること。

## 6 講習受講手数料

(1) 新規取得講習

38,000円

(2) 追加取得講習

14,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

## 7 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

## 8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

## 福岡県公安委員会告示第80号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年福岡県条例第30号）第4条第1項第4号の規定に基づき、同号の日及び地域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年3月26日

福岡県公安委員会

指 定 す る 日	地 域
平成22年5月3日～平成22年5月4日	福岡市の全地域
平成22年7月1日～平成22年7月15日	
平成22年7月16日～平成22年7月18日	北九州市の全地域
平成22年7月23日～平成22年7月25日	
平成22年8月7日～平成22年8月8日	久留米市の全地域
平成22年8月3日～平成22年8月5日	

### 海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第139号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、水産資源の繁殖保護を図るため、福岡湾（博多湾）内においてアサリを対象にポンプを使用する漁法に関し、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために当該漁法により操業する場合は、この限りでない。

平成22年3月26日

筑前海区漁業調整委員会会長 竹 井 紀 一

1 指示の適用海域

福岡市東区志賀島夫婦石埼鼻と福岡市西区今津大原津舟埼を結んだ直線と陸岸によって囲まれた海域。

2 禁止事項

ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法でアサリを採捕してはならない。

3 指示期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

筑前海区漁業調整委員会指示第140号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りに使用する集魚灯について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のため採捕する場合及び委員会が認めた者が採捕する場合はこの限りでない。

平成22年3月26日

筑前海区漁業調整委員会会長 竹 井 紀 一

1 指示の対象

次の(1)もしくは(2)に該当する場合

- (1) 5トン未満の船舶で一本釣りを行う場合
- (2) 5トン以上の船舶で一本釣りを行う場合（但し、小型イカ釣り漁業許可を有する船舶は除く。）

2 指示の適用海域

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線以北のうち、宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島郡志摩町烏帽子島の最大高潮時海岸線から3海里以内を除いた海域。

ア 山口県下関市蓋井島の北端

イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度2,000メートルの点

ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島臼島灯台

3 集魚灯の制限

- (1) 集魚灯に使用する電球の光力は、45キロワット以内とする。さらに、装着できる放電灯は、3キロワット以内のものが15灯以内でなければならない。
- (2) 装備できる放電灯装着用ソケット数は、15個以内で、かつ、装備できるハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内でなければならない（放電灯装着用ソケット数とハロゲン灯装着用ソケット数の合計は21個以内）。

4 指示期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第89号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、矢部川水系における水産動物の保護増殖を図るため採捕制限について次のとおり指示する。

平成22年3月26日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 小原博義

1 採捕の制限

モクズガニ、テナガエビ、アユ、コイを採捕してはならない。ただし、福岡県漁業調整規則第47条に基づく試験研究等のための採捕については、この限りでない。

2 指示の適用区域

- (1) 矢部川の柳川市大和町浦島橋の下流端から柳川市大和町大字大坪の最南端とみやま市高田町大字昭和開の最西端を結ぶ線まで
- (2) 塩塚川の柳川市大和町番所橋の下流端から柳川市有明町の最南端と柳川市大和町大字谷垣の最西端を結ぶ線まで
- (3) 沖端川の柳川市中町出ノ橋の下流端から柳川市昭南町の最南端と柳川市吉富町の最西端を結ぶ線まで

3 魚種ごとの採捕禁止時期

モクズガニ	1月1日から8月31日まで及び11月1日から12月31日まで
テナガエビ	4月1日から9月30日まで
アユ	10月1日から12月31日まで
コイ	4月1日から7月31日まで

4 指示の有効期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

再 掲

福岡県公安委員会公告式規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第18号）第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会規則第8号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成22年3月16日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1福岡県八幡東警察署の部大蔵交番の項中「大蔵2丁目2番11号」を「大蔵1丁目15番5号」に改め、同表福岡県筑後警察署の部水田駐在所の項中「大字水田286番地」を「大字水田287番地」に改め、同表福岡県大牟田警察署の部高田交番の項中「高田町濃施377番地」を「高田町濃施350番地2」に改める。

附 則

この規則中別表第1福岡県八幡東警察署の部大蔵交番の項及び福岡県大牟田警察署の部高田交番の項の改正規定は平成22年3月19日から、同表福岡県筑後警察署の部水田駐在所の項の改正規定は同月23日から施行する。